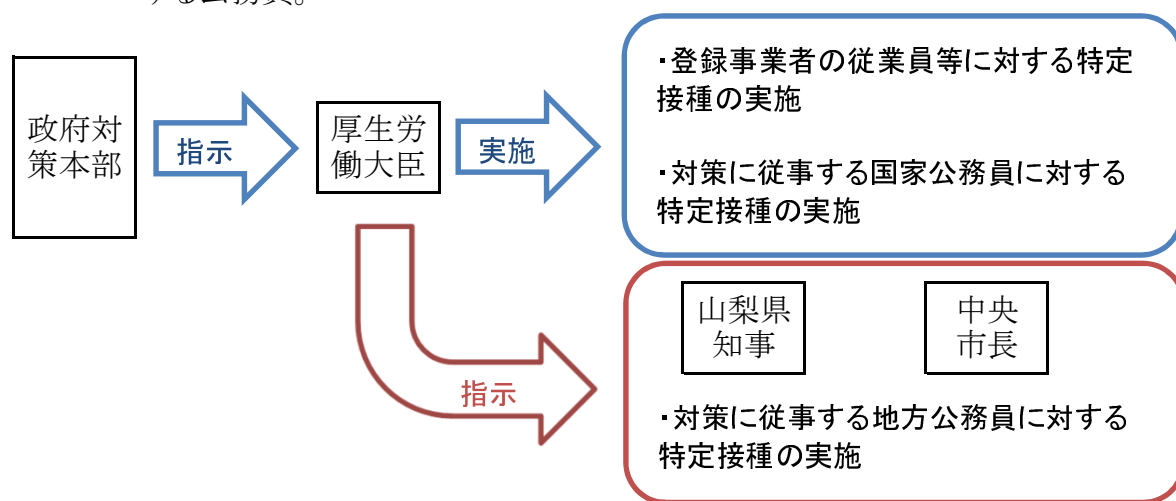


VI 予防接種計画

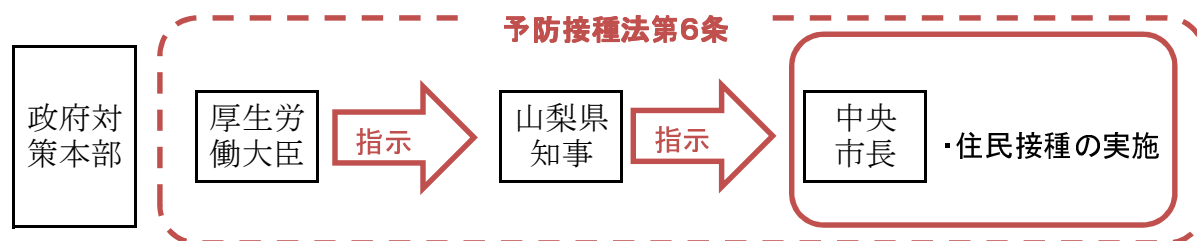
◇ 特定接種(対象:登録事業者の従業員等)

- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があるとみとめるときに臨時に行われる予防接種をいう。
- 特定接種の対象者は、医療提供の業務、又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者、並びに、新型インフルエンザ等対策を実施する公務員。



◇ 住民接種(対象:住民基本台帳に登録されている者等)

- 住民接種とは、住民に対する予防接種で、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定される臨時接種。また、宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に規定される新臨時接種をいう。
- 住民接種の対象者は、住民基本台帳に登録されている者。この他、長期入院・入所者、里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児、その他市町村が認める者。



- 接種順位は、4群に分類し、諮問委員会に諮った上で、政府対策本部が決める。
 - ① 医学的ハイリスク者 (1) 基礎疾患を有する者、(2) 妊婦
 - ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない保護者を含む)
 - ③ 成人・若年者
 - ④ 高齢者(65歳以上の者)

◇ 図表1 住民接種概要

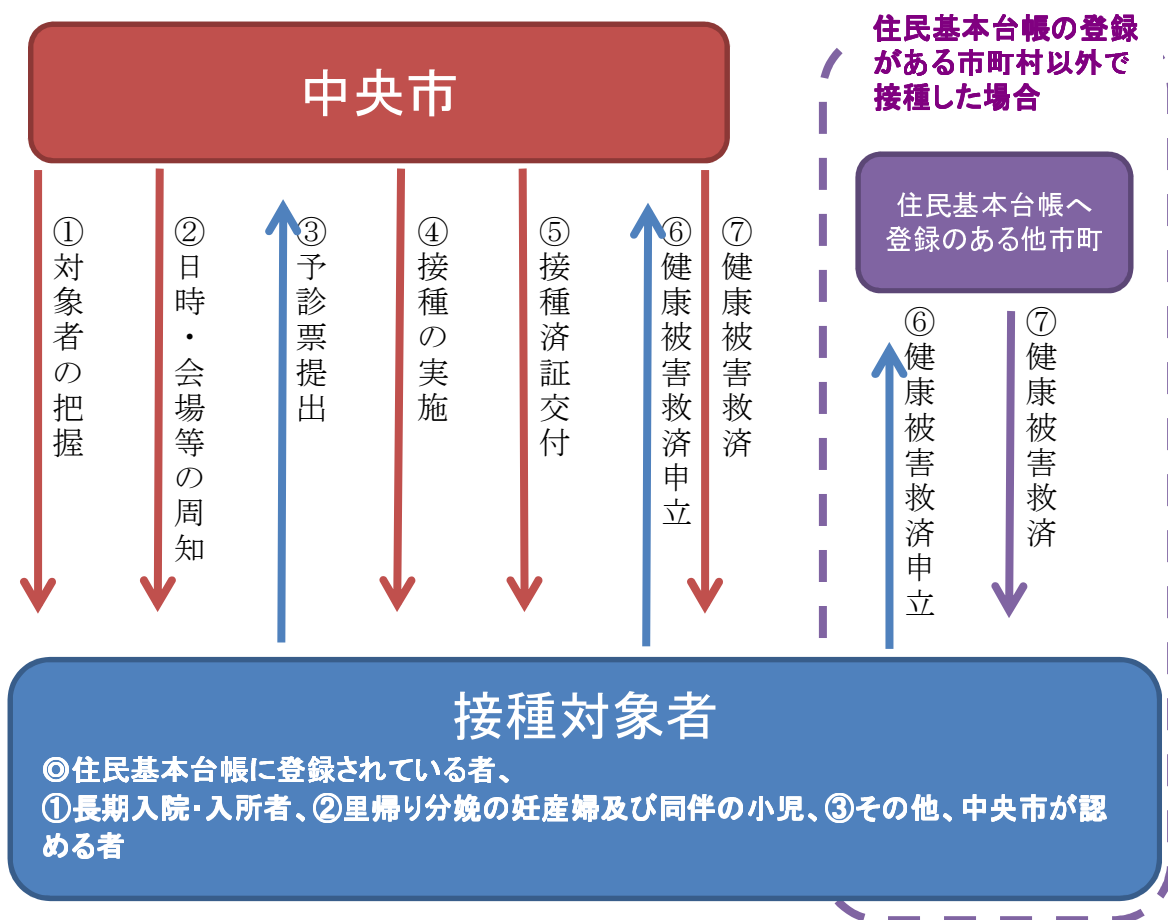
	「緊急事態宣言」が行われている場合	「緊急事態宣言」が行われていない場合
対象者	◎ 住民基本台帳に登録されている者 次の者は、社会的・公衆衛生的に合理的とし、対象に含まれる。 ① 長期入院・入所者 ② 里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児 ③ その他、中央市が認める者	
特措法上の位置づけ	第46条(住民に対する予防接種)	-
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項(臨時接種)	第6条第3項(新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	中央市	
接種方式	原則として、集団的接種	
自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)
接種費用の負担割合	国1/2、山梨県1/4、中央市1/4	国1/2、山梨県1/4、中央市1/4(低所得者分のみ)
健康被害救済の費用負担割合	国1/2、山梨県1/4、中央市1/4(対象者①～③は、住民基本台帳へ登録のある他市町村)	

◇ 図表2 地域集団接種と施設集団接種

区分	概要	接種場所(例)
地域集団接種	接種会場に接種対象者を参集させて実施するもの	公民館、体育館、集会所、総合会館等
施設集団接種	学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施する	1) 医師を含む接種体制が構築できる施設 病院 2) 医師を含む接種体制が構築できない施設 (入所) 特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、障害者支援施設等 (通所) 小中学校、保育所、通所介護事業所、障害者通所施設等

* 上記以外に、在宅医療を受療中の患者など地域集団接種では対応困難な者に、医療従事者が個別訪問して実施する場合も考えられる(地域訪問接種)。

◇ 図表3 住民接種の実施手順



◇ 図表4 住民接種の接種場所について

- 保健センターや学校など公的な施設を活用し、接種会場を確保する。
- 保健センターや学校など医療機関以外で住民接種を実施する際の手続きとして、次のどちらかの届出を行う。

① 診療所開設の届出を行う方法

○医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可又は医療法第8条の規定に基づく診療所開設の届出を行い実施する。

② 巡回診療として届出を行う方法

○「巡回診療の医療法上の取扱いについて」(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局通知)に定める所定の要件に従う。
 ○巡回診療の条件は、おおむね毎週1回以下かつ連続2日以内とされており、この条件を満たさない場合は、巡回診療としてではなく、診療所開設の届出を行い実施する必要がある。

◇ 住民接種の実施

- 現時点では多くの場合、10ml等のマルチバイアル(※)によってワクチンが供給されることが想定されるため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。

※バイアルとは、薬剤を入れゴム栓と金属キャップで密閉したガラス瓶のこと。ゴム部に注射針を刺して中身を吸い出す。

- 地域の実情に応じて、人口10,000人に、1ヵ所程度の接種会場を設ける。

◇ 中央市においては原則として田富・玉穂・豊富地区の3ヵ所に接種会場を設ける

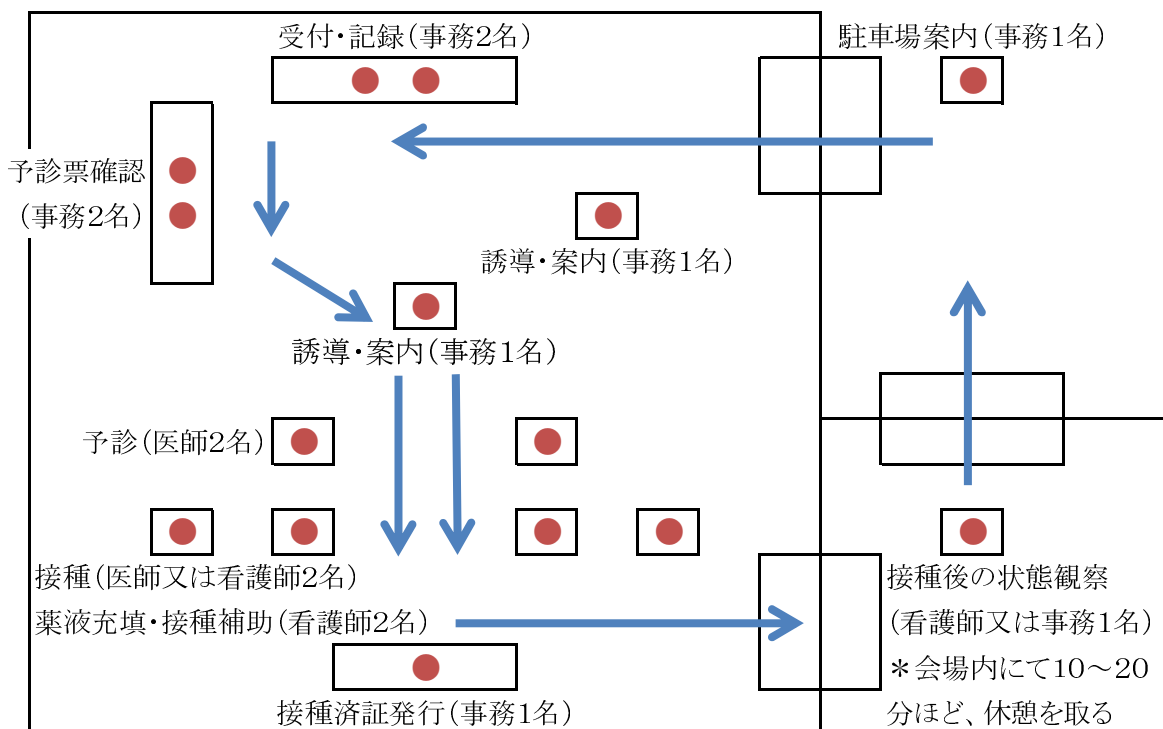
田富地区は、田富福祉センター

玉穂地区は、玉穂総合会館、又は玉穂勤労健康管理センター

豊富地区は、豊富保健センター

- 地域医師会等の協力を得て、医師、保健師・看護師等の医療従事者を確保する。また、事務職員に関しては、会場ごとに、受付・記録・誘導・案内、予診票確認・接種済証発行などの事務を担当することが考えられる。

◇ 図表5 住民接種の接種体制イメージ



◇ 住民接種の同意の取得

- 予防接種の実施に当たっては、被接種者本人の文書による同意を得る。
- 認知症や精神・知的障がい等で本人の意思確認が難しい場合は、保護者もしくは後見人の文書による同意を必要とする。